

令和8年度 山梨県立山梨高等学校運動部活動に係る活動方針

◎基本方針

学業との両立の実現を踏まえながら、心身共にたくましい生徒を育成するための運動部活動を展開する。

生徒：進路実現、学業との両立を図るメリハリある活動

教員：ワーク・ライフ・バランスの実現を図る部活動指導

1 適切な運営のための体制整備

- ・校長は、毎年度学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、公表する。
- ・各部顧問は、年間活動計画（活動部、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績の報告書を作成し、管理職に提出する。
- ・各部顧問は、年間活動計画及び月間活動計画について、生徒・保護者に公表する。
- ・部活動顧問の複数配置を進め、ワークシェアリングによる負担軽減を図る。
- ・外部指導者の活用を進める。
- ・管理職による定期的な部活動参観を行う。
- ・管理職は教員の勤務時間管理による各部活動顧問との面談を実施する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・生徒の発育・発達段階を踏まえた科学的トレーニングを積極的に取り入れる。
- ・事故の未然防止のため、施設・設備・用具の点検等、安全対策を徹底する。
- ・体罰の根絶を徹底する。
- ・公務等で顧問が立ち会わない場合等においては、代替職員に依頼する等のほか、無理のない安全なメニューを明確に指示する等安全配慮を徹底すると同時に、危機管理体制を整える。

3 適切な休養日の設定

- ・学期中は、週当たり、**原則2日以上**の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教育内大会※ 4週間前）の週休日に両日活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・生徒の1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ・定期試験1週間前及び定期試験期間中の部活動は、原則として禁止する。
（原則以外…公式戦が定期試験直後の週休日に開催される場合等）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。

4 参加する大会や練習試合等の見直し

- ・校長は、部活動の教育的意義、生徒や運動部顧問・指導者、保護者の負担等が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ・各部顧問はシーズン期とそれ以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に位置づける。